

# 大阪府児童虐待防止医療ネットワーク事業

救急告示（二次・三次）医療機関の認定に係る、  
児童虐待早期発見のための体制整備について

令和元年 9月

大阪府健康医療部保健医療室  
地域保健課母子グループ

# 大阪府における地域医療機関での児童虐待早期発見のための体制の整備について

## 【必要性】

- ・児童虐待通告について、医師等個人負担を軽減し、組織として適切に判断するため、院内体制整備が必要
- ・院内体制を実効性あるものにするためにも、情報交換のための連絡会、研修会を通じた人材育成などの支援が必要。

## 【院内体制整備の推進】

～地域医療機関～  
救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化。

## 【院内体制の有効活用】 ～拠点病院～

- ・相談窓口：院内体制の運営上の疑問等に対応する窓口を設置し、医療機関として同じ立場で助言。
- ・連絡会：児童虐待対応担当者のMSW等を対象に、院内体制の有効活用に向け情報交換等を行う。
- ・研修会：医師等医療従事者を対象に児童虐待の医学的所見や、早期発見のための研修会を開催。

### 《拠点病院》

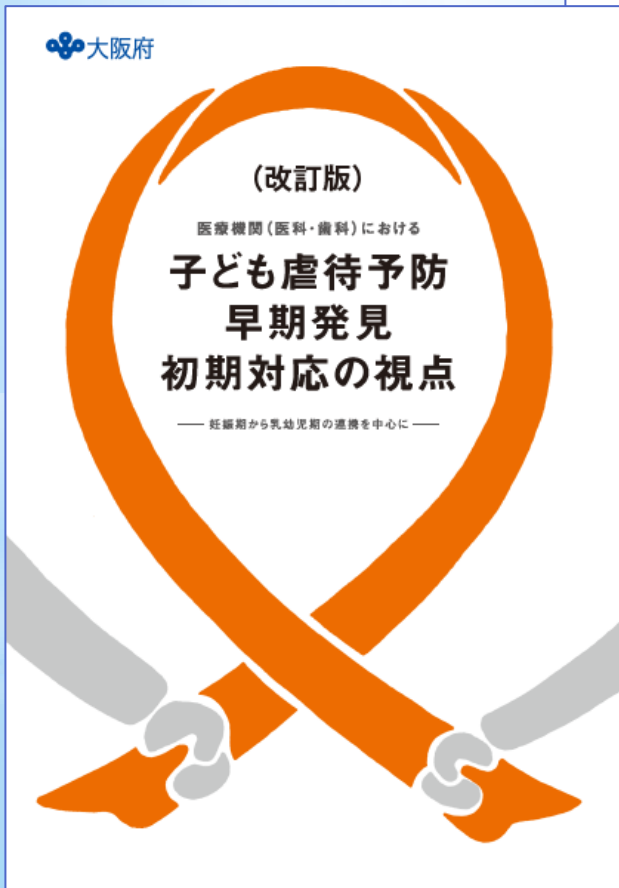
社会医療法人 愛仁会 高槻病院 電話(070)-1288-0422(専用)  
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 母子保健調査室 電話(0725)-56-1220(代)

## 医療ネットワーク事業スケジュール

	項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度以降
拠点病院	・相談窓口	準備	本格的に相談対応開始		検討
	・研修会(児童虐待の医学的所見等) 対象者:医師等医療従事者	2回開催	2回開催	2回開催	
	・連絡会(院内体制構築のための情報交換等) 対象者:MSW, 看護師等	3回開催	12回開催	12回開催	
	・ガイドライン(対応シート含む)	作成・周知	運用・検証・改訂	運用	
地域医療機関	・児童虐待対応院内体制整備(まずは救急告示医療機関から) ・人材育成	準備	救急告示新基準開始		

# 「医療機関における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」 「医療機関用対応シート」

ご利用ください



目次

まえがき

第1章 はじめに ..... 01

1. 子ども虐待の現状 ..... 01
2. 通告義務と個人情報取り扱いについて ..... 03
3. 地域関係機関との連携 ..... 04

第2章 虐待の気付き・発見のポイント ..... 05

1. 虐待の分類 ..... 05
2. 虐待の起きやすい要因（ハイリスク） ..... 09
3. 医療機関内での場面別に見られるポイント ..... 10
- 4-1. 子ども虐待の重症度判定の目安 ..... 11
- 4-2. 重症度判定基準別 初期対応の流れ ..... 12

第3章 虐待ハイリスク・虐待疑い・虐待発見時の対応 ..... 13

1. 妊娠中の具体的対応と流れ ..... 13
2. 出産時（入院中）の具体的対応と流れ ..... 16
3. 子育て期（日常診療場面）の具体的対応と流れ ..... 20
4. 子育て期（健診・予防接種場面）の具体的対応と流れ ..... 23
5. 子育て期（救急診療場面）の具体的対応と流れ ..... 26
6. 歯科医療機関における具体的対応と流れ ..... 30

第4章 関係機関連携 ..... 32

1. 医療機関から保健機関（市区町村保健センター・保健所）（子育て世代包括支援センター） ..... 32
2. 医療機関から児童福祉機関（市区町村家庭児童相談主管部署・児童相談所） ..... 34
3. 要保護児童対策地域協議会 ..... 35

第5章 病院における対応 ..... 36

第6章 参考資料 ..... 39

1. 各関係機関の役割 ..... 39
2. 児童虐待に関する法律（法的根拠） ..... 42
3. 要養育支援者情報提供票 ..... 45
4. 大阪府内の児童相談所 ..... 49

<作成に関して>

- ・平成24年3月発行時のマニュアル検討委員
- ・参考文献



大阪府

## 医療機関用 対応シート

関係機関の連絡先

■市区町村母子保健	[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]
■市町村児童福祉	[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]
■児童相談所	[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]
■保健所	[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]
■その他	①[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]
	②[名称: ]	] ]
	連絡先[ ]	] ]

# 大阪府の目標（2017年～2020年度）

二次救急医療機関と三次救急医療機関のうち、児童虐待に対応する体制を整えている医療機関

- ①外部機関との連携窓口を明確にしている。
- ②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアルが整備されている。

拠点病院の設置

- 院内体制整備についての相談対応
- 連携窓口担当者の連絡
- 医療関係者への研修

2017年4月1日時点	2018年12月時点	2019年度	2020年度
			目標 100%
<p>二次・三次救急告示医療機関284件にアンケート発送、193件（67.9%）回答 体制整備あり：59カ所（20.8%）</p>	<p>申請対象33件 全件に体制整備あり 新規3 更新30（北20・南10）</p>	<p>申請対象</p>	<p>申請対象</p>
<p>窓口あり：77カ所（27.1%）</p>	<p>30年度申請で16件確認 → 88カ所</p>	<p>更新 160件</p>	<p>更新 94件</p>
<p>委員会あり：38カ所（19.7%）</p>	<p>30年度申請で3件確認 → 39カ所</p>	<p>+</p>	<p>+</p>
<p>マニュアルあり：65カ所（33.7%）</p>	<p>30年度申請で17件確認 → 72カ所</p>	<p>新規</p>	<p>新規</p>
	<p>※全てあり37カ所</p>		全ての三次と二次救急医療機関

# 救急告示医療機関の認定要件について

## 児童虐待早期発見のための体制整備

### ■A・Bいずれも満たしていること

(BについてはB-1・B-2の2項目があり、最低、いずれか片方を満たしている必要があります)

※虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い、小児科・産婦人科・整形外科・外科・脳外科等の救急告示医療機関では、B-1・B-2の両方の作成が推奨されます。

A 児童虐待に関する外部機関との連携窓口を設置

B-1 児童虐待に関する委員会の作成

B-2 児童虐待対応マニュアルの作成

### ■申請書提出時において、整備予定の場合は、備考欄に目途を記載のこと

# 必要とされる内容

## ■A 児童虐待に関する外部機関との連絡窓口を設置

平日時間内、平日時間外、日・祝日等の全ての時間帯で窓口が設置されていること。

## ■B-1 児童虐待に関する委員会の作成

設置要綱・委員名簿・体制組織図の3点が具体的かつ適切であると確認できること。

## ■B-2 児童虐待対応マニュアルの作成

次の5点全てが具体的かつ適切であると確認できること

- チェックリストもしくはアセスメントシート※
- 児童相談所の連絡先一覧
- 平日時間内の児童虐待対応のフローチャート
- 平日時間外の児童虐待対応のフローチャート
- 日・祝日等の児童虐待対応のフローチャート



# 健やか親子21（第2次）評価指標

重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

指標名：児童虐待に対応する体制を整えている

医療機関の数

調査：二次救急医療機関と三次救急医療機関のうち、  
次の①と②の両方を満たす医療機関の数（か所数）

①外部機関との連携窓口を明確にしている。

②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアル  
または職員対象の児童虐待に関する研修がある。

ベースライン	中間評価（5年後） 目 標	最終評価（10年後） 目 標
1,034か所 (H28年4月1日時点)	三次と二次救急医療 機関の50%	全ての三次と二次 救急医療機関数

# 「健やか親子21」(第2次)とは

## 健やか親子21(第2次)

「健やか親子21」は、平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画



平成27年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画(～平成36年度)が始まっている。

すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援



出典:「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書 (一部追記)



健やか親子21

ご協力よろしくお願ひします

健やか親子21キャラクター「すこりん」